

2024年6月20日(木)

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による
児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」
【日本版 DBS 法】の令和6年6月19日成立に際しての三者合同声明

一般社団法人 Spring
Be Brave Japan
大船榎本クリニック 齊藤章佳

日本版 DBS が成立したことは、子どもへの性暴力防止の大きな一歩だと考えています。尽力された議員、省庁の方々に感謝します。また、附帯決議に私たちの要望の多くが取り入れられたことに安堵しています。

一方で、今の日本版 DBS には課題点も多くあると懸念しています。

- 1) 附帯決議にある実態調査などを早急に進めることを要望します。施行までに改正できるものは法改正を要望します。

決議された諸点はいずれも大切なことですが、特に、衆議院附帯決議十一に示された「Ofsted」を、日本では政府の機関として設立し、犯罪事実を民間事業者に開示して管理させるのではなく、「日本版 Ofsted」で確認し登録制とすること、その登録をもって児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行うことが可能となる仕組み、いわゆるホワイトリスト方式を速やかに導入することを強く要望します。

また、登録については学校設置者等はもちろん民間事業者も共同要望書¹のとおり適用対象の範囲を拡大し義務化とし、犯歴照会の期限をなくして、性暴力防止の悉皆性を確保することを強く要望します。

- 2) 初犯を含め、性犯罪をなくしていくために、日本版 DBS だけでなく、加害者の更生・再発防止のためのプログラムの義務化や社会復帰のためのシームレスな支援体制、被害者への支援・治療、性暴力の根絶へ向けて「生命（いのち）の安全教育」をあまねく実施すること、発達段階に応じた包括的な性教育の検討、スクリーニング、啓発活動などを要望します。

¹ [日本版 DBS 法案に関する要望書](#)